

# デジタル著作権と自炊判決 ～権利者側の視点から

平成25年11月23日

中之島シティ法律事務所

弁護士 松田 誠司

# 前提

- ▶ あらゆるもののデジタル化は避けられないし、出版社サイドとしても、新たなビジネスチャンス。
- ▶ 課題はいかにして望ましい形を作るか。
- ▶ 出版ビジネスを循環させるには、①流通に伴う対価の還元の仕組み、②無尽蔵な複製の防止が必要。

# 考える対応策

- ▶ 新たな著作隣接権の創設
- ▶ 出版権の拡張  
(現行出版権の拡張, 電子出版権の創設)
- ▶ 訴権の付与
- ▶ 著作権譲渡等

# そもそも出版社に権利付与すべき？

- ▶ 海賊版対策の必要性から，違法コピーに対応しうる権利を与えるべき
- ▶ 新規参入との関係→「出版者」要件の緩和
- ▶ 出版社の機能，価値をどう考えるかという哲学の問題？

## 望ましい形態

- ▶ 出版業界は著作隣接権を要望していた。
- ▶ もっとも関係団体との調整できず→早期に法制化を進めるべき。
- ▶ 訴権付与については、他の知財法との関連が問題。
- ▶ 出版権による対応がベター？

# 自炊代行に関する2つの判決

(H25.9.30 (29部) , H25.10.30 (40部) )

- ▶ いずれもロクラクⅡ最判を引用して，業者の行為を「枢要な行為」と認定し，業者が複製主体であると判断。
- ▶ 法解釈として妥当。
- ▶ 実質的に見ても，自炊代行業者の行為は，権利者の利益を侵害する危険あり。

## 自炊代行がはらむ危険性(1)

- ▶ 通常は、作家が著作物を創作→出版社が当該著作物を出版→書店が販売→読者が購入との商流。著作物流通による対価は作家・出版社に還元され、さらなる創作意欲を喚起する。
- ▶ これに対し、自炊により複製されたデータがどれだけ生じようとも、一切、作家・出版社には還元されない。
- ▶ ただし、出版物を自ら購入した読者が私的使用のために自ら自炊する限度では、類型的な危険性はなく、出版社もこれを規制したいとは思っていない（はず）。

## 自炊代行がはらむ危険性(2)

- ▶ 業者が自炊代行業を行う場合，出版物と複製データが真に1対1対応なのか，という疑問。
- ▶ 1個の複製データができてしまえば，コストを掛けることなく，無尽蔵に複製可能。
- ▶ 自炊代行業者が電子書店となってしまう→流通に伴う対価は還元されず，出版ビジネスは崩壊。



## 自炊（代行）の可否について(1)

- ▶ 考えうる8類型のうち，超私的複製，コンビニ方式が許されることに異論はなさそう。
- ▶ 真っ黒類型はNGなことに異論なし。
- ▶ 自炊Aは東京地判がNGと判示。

## 自炊（代行）の可否について(2)

- ▶ 残るは（ビジネス的にないものを除き）3類型
- ▶ 出張作業員型は，お客の管理下にあり，手足といいやすい→OK
- ▶ 押しかけスキャニング，自炊Bは，権利者に対価が還元されない，1対1対応でない。  
→「枢要な行為」といいうる？

## 自炊（代行）の可否について(3)

- ▶ 自炊代行は過渡的な問題？
- ▶ 関係団体の調整によるルール化